に規定する月次決算期間（次号において「月次決算期間」という。）の末日までの期間とし、当該に改め、同項第三号中「なつた場合」の下に「（同法第十四条第二項第二号の規定の適用を受ける場合を除く。）」を加え、「（当該前日」を「（同法第十四条第二項第一号ロ又はハの規定の適用を受ける場合にあつては当該前日を含む事業年度開始の日から当該前日を含む月次決算期間の末日までの期間とし、当該前日」に、「（当該加入日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合の当該事業年度」を「（同法第十四条第二項第一号ロ又はハの規定の適用を受ける場合にあつては当該末日の翌日を含む事業年度とし、当該加入日又は当該末日の翌日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合のこれらの事業年度」に改め、同条第十八項中「及び法第五十七条の五第十七項において準用する法第五十五条第二十二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額」を削り、同条第十九項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、「各事業年度」の下に「（当該各事業年度終了の日において当該法人の行う共済に係る第十三項第一号に規定する異常危険準備金の金額が第五項第一号に規定する当年度保険料等に百分の六十（同条第一項第七号に掲げる協同組合連合会の行う共済にあつては、百分の七十五）を乗じて計算した金額を超える場合の当該各事業年度を除く。）」を加え、「同項第三号中「百分の二・五」を「同項第二号中「百分の二」に、「百分の五」を「百分の四」に改め、同条第二十項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、「各事業年度」の下に「（当該各事業年度終了の日において当該法人の行う保険に係る第十三項第一号に規定する異常危険準備金の金額が第五項第一号に規定する当年度保険料等に百分の三十を乗じて計算した金額を超える場合の当該各事業年度を除く。）」を加える。

第三十三条の七第三項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第十五項中「第三十二条の二第十四項から第十六項まで」を「第三十二条の二第十三項から第十五項まで」に、「第三十二条の二第十六項中「第一号」を「第三十二条の二第十五項中「、第一号」に改め、「以外の適格現物出資」の下に「又は適格現物分配」を加え、「適格現物出資」を「又は適格現物出資」に改める。

第三十三条の八中「第三十二条の二第十四項から第十六項まで」を「第三十二条の二第十三項から第十五項まで」に、「第三十二条の二第十六項」を「第三十二条の二第十五項」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に改める。

第三十三条の九第四項中「第五十七条の十第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項の」を「これらの規定の」に改める。

第三十四条第五項第二号中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に改め、同条第八項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項中「第三十二条の二第十四項から第十六項まで」を「第三十二条の二第十三項から第十五項まで」に、「第三十二条の二第十六項」を「第三十二条の二第十五項」に、「又は適格事後設立」を「又は適格現物分配」に、「、適格現物出資若しくは適格事後設立」を「若しくは適格現物出資」に改め、「（以下この項において「鉱業事務所」という。）」を削り、「合併又は分割型分割」を「合併」に改め、「又は分割型分割により二第十六項」を「第三十二条の二第十五項」に、「又は適格現物分配」に、「、適格現物出資若しくは適格事後設立」を「若しくは適格現物出資」に改め、「（以下この項において「鉱業事務所」という。）」を削り、「合併又は分割型分割」を「合併」に改め、「又は分割型分割により二第十四項から第十六項まで」を「第三十二条の二第十三項から第十五項まで」に、「第三十二条の二第十三項から第十五項まで」を「第三十二条の二第十六項」に、「又は適格現物分配」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「適格分社型分割等」を「適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「なつた鉱業事務所に係る収入金額の合計額」を「なつた同条第五項に規定する鉱業事務所に係る第一項に規定する収入金額の合計額（以下この項において「収入金額の合計額」という。）」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「及び法第五十八条第十四項において準用する法第五十五条第二十二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額」を削り、同項を同条第十六項とする。

第三十六条第一項中「附則第八条第五項」を「附則第七条第五項」に改め、同条第五項中「第五十九条第一項及び第二項」を「第五十九条第一項から第三項まで」に、「、第六十二条第二項」を「、第六十一条の十三第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二条第二項、第六十二条の五第二項及び第五項」に、「第百十二条第十三項」を「第百十二条第十項」に改める。

第三十七条第二項第一号中「、第四十二条の十一第五項」を削り、同条第五項中「第二十三条の二」の下に「、第二十五条の二」を加え、「第九条第一項第一号ニ」を「第九条第一項第一号ホ」に改める。

第三十七条の二第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第三十二条の二第十四項から第十六項まで」を「第三十二条の二第十三項から第十五項まで」に、「第三十二条の二第十六項」を「第三十二条の二第十五項」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、「「又は分割型分割の日」とあるのは「の日」と」を削り、「「合併又は分割型分割」を「「合併」に改め、「又は分割承継法人」及び「、その合併又は分割型分割の」とあるのは「その合併」と」を削り、同項を同条第三項とする。

第三十七条の三第五項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に改める。

第三十八条第一項中「（以下この条」を「（以下第三項まで」に、「以下この条において同じ。）を」を「次項及び第三項において同じ。）を」に改め、「とし、清算所得（法第六十二条第一項に規定する清算所得をいう。以下この条において同じ。）に対する法人税に係る金銭の支出については残余財産の確定の日（清算中の事業年度に係る金銭の支出については、当該事業年度終了の日）の現況によるもの」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　法人がした金銭の支出の相手方の氏名等が、当該金銭の支出をした当該法人の各事業年度に係る法人税法第七十四条（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限（当該事業年度について同法第七十二条（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき同法第七十一条（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出する場合には、同法第七十二条第一項に規定する期間の金銭の支出については、当該申告書の提出期限）において当該法人の帳簿書類に記載されている場合には、前項に規定する終了の日においてその記載があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

第三十八条第五項の表第百二条第一項第二号の項及び第百四条第一項第二号の項を削り、同表第百三十四条の二第二項の項中「第百三十四条の二第二項」を「第百三十五条第二項」に改め、同条第六項を削る。

第三十八条の四第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第三項第一号中「とする」を「とし、清算中の法人の残余財産のうちに土地等がある場合には、当該残余財産が確定した時における土地等の価額とする」に改め、同項第三号を削り、同条第五項第一号に次のように加える。

ホ　清算中の法人の残余財産のうちに土地等がある場合において当該残余財産が確定した場合　当該残余財産の確定直前における土地等の帳簿価額

第三十八条の四第五項第二号中「第百十九条の三第五項」の下に「若しくは第六項」を、「第九条第一項第六号」の下に「又は第七号」を加え、同項第三号を削り、同条第八項中「第二条第三十九号」を「第二条第三十六号」に改め、同条第九項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同条第十二項第一号中「、独立行政法人空港周辺整備機構」を削り、同条第三十七項第一号中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同項第三号中「法第六十五条第三項」を「第六十五条第三項」に改め、同条第三十八項第一号中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同項第二号中「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」に、「適格合併等」を「適格合併、適格分割又は適格現物出資」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同項第三号及び第四号中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同条第四十三項の表第百二条第一項第二号の項及び第百四条第一項第二号の項を削り、同表第百三十四条の二第二項の項中「第百三十四条の二第二項」を「第百三十五条第二項」に改め、同表第百四十五条第二項の項中「第三編第二章第二節」を「次編第二章第二節」に改め、同条第四十四項を削る。